高崎市·安中市消防組合消防局告示第4号

消防局

各消防署

火気使用設備等の点検及び整備に係る「必要な知識及び技能を有する者」の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月30日

高崎市等広域消防局長 中村 均

火気使用設備等の点検及び整備に係る「必要な知識及び技能を有する者」の指 定についての一部を改正する告示

火気使用設備等の点検及び整備に係る「必要な知識及び技能を有する者」の指定について(平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「第27条第1項第13号」を「第27条第1項第14号」に改め、「記」を削り、本則第1項中「第12条第1項、第13条第1項」を「第12条、第13条」に改め、同項第1号ア中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同号イ中「第12条第2項及び第13条第2項」を「第12条及び第13条」に改め、本則第2項第4号中「日本蓄電池工業会」を「電池工業会」に、「終了」を「修了」に改め、同項第5号中「全日本ネオン協会」を「日本サイン協会」に改め、本則第3項中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。